

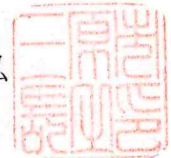
公 告

三原農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、縦覧に供する。

当該三原農業振興地域整備計画変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年10月30日の翌日から起算して15日以内に、市にこれを申し出ることができる。

令和7年10月10日

三原市長 岡田 吉弘



1 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年10月10日（金）

至 令和7年10月30日（木）

2 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

三原市役所 本庁舎3階 経済部農林水産課